

令和2年度 社会福祉法人すずかけの会

事業計画書

令和2年度は、令和元年度に改選した新たな役員体制のもと、評議員会、理事会の役割分担と連携関係をより強固なものにするとともに、法人の基盤強化を進め法人全体の資金的な安定を目指す。

そして、将来を見通した法人経営を確立するため、引き続き法人・施設の中長期にわたる「経営計画の策定」に取り組み、併せて雇用環境の整備を行う。

1 第2種社会福祉事業の経営

(1) 障害福祉サービス事業

- ・生活介護 すずかけの家 20名定員
ふらっと・すずかけ 20名定員
- ・共同生活援助 ひまわり 6名定員

(2) 障害児通所支援事業

- ・放課後等デイサービス ぷらたなす 10名定員

2 法人本部の運営

(1) 適正な人事管理と労務管理

適正な人事管理を行うため、社会保険労務士を活用し労務管理等を行う。

さらに、各事業所での支援内容の安定・向上を図るため、採用から若手・中堅の研修制度などを含め、長期的な視野に立った人材育成を目指す。

(2) 法人改革の推進

職員を中心とした法人本部機能の構築を進め、法人改革を引き続き実施する。

(3) 予算の執行管理

各施設の事業予算の執行状況を適宜把握しながら法人全体の経理を管理する。令和元年度に受けた日野市指導監査を踏まえ、「法人経理規程」の改正など、より適正な予算の執行管理を目指す。

3 快適な環境の下での施設経営の推進

法人施設それぞれの利用者の特性を踏まえ、利用者にとって安全・快適な生活・作業環境を提供すると共に支援内容をより充実していく。

4 地域に根ざした整備事業

行政、教育関係機関等と密接に連携を図り、地域のニーズに基づいた生活介護事業、共同生活援助事業、放課後等デイサービス事業等のさらなる充実発展に努める。併せて平成30年11月に日野市と無償貸与契約を交わしたすずかけの家南側の土地利用についても、法人として長期的な観点に立ち検討していく。

5 法人事業の信頼性と透明性の確保

事業の経営に当たって法令遵守は、法人並びに職員の責務である。引き続き日野市による法人指導検査及びすずかけの家、ふらっと・すずかけ、ひまわりで受審予定の福祉サービス第三者評価の結果を踏まえてよりよい法人経営を行う。

6 苦情解決への対応

法人各施設の窓口に苦情解決制度の周知ポスターと第三者委員の氏名等を掲示すると共に、施設と家庭との連絡帳等により苦情申し出が容易にできるよう配慮していく。

7 虐待防止のための対策

虐待は身体に対するものと、心（言葉遣い・態度）に対するものと、更には経済的なものがある。利用者への虐待を未然に防止するためには、日頃から権利侵害を見過さないようにし、虐待の芽を摘んでいくことと共に関係機関との連携を大切にしていく。

また、平成30年10月に施行された東京都の『障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例』及び令和2年4月より施行される『日野市障害者差別解消推進条例』に基づき日々の活動の中でより人権に配慮した支援を行っていく。

8 リスク管理

現場職員の安全管理に対する意識をより高めるとともに、ヒヤリハットの収集と分析により予測されるリスクへの適切な対応を行い、利用者が安全・安心して活動できる環境づくりを行う。また、地震等自然災害に対する対応マニュアルの再点検を行い、災害時は全職員が適切な対応を取ることができるよう周知徹底を図る。

9 人事管理

(1) メンタルヘルスの配慮

福祉サービスを提供する職員を取り巻く厳しい環境と共に、利用者の障害の重さや高齢化、身体機能の低下等により、提供する支援技術の高度化等が求められている。また、管理職の負担の増加もあり、職員の中には精神的、肉体的に健康を害する例がある。

人材の資質向上を求めつつも管理職も含めた職員のメンタルヘルスマネジメントに配慮する必要がある。

(2) 研修と自己啓発の推進

提供する福祉サービスの質の向上と人材育成のため、法人全体で職員研修の充実に努める。

10 財務管理

会計事務の仕組みが複雑に変化する中で、経理規程等に基づいた適正な財務管理を行う。

1.1 関連団体との関わり

南平地区社会福祉協議会（ぷらっと南平）、日野社会福祉士会、日野市内社会福祉法人ネットワークと連携して、社会福祉の啓発および地域活動に参加する。

1.2 地元との災害時応援協定の締結

平成23年8月12日に、日野消防署の立会いのもとであしなが育成会レインボーハウス、地元倉沢自治会と法人（ひまわり）が「災害活動に関する相互応援協定」を締結した。

この協定は、火災又は震災等が発生した場合、3者が相互に協力して、その機能を最大限発揮し、消火、救出及び救援活動等を行う内容である。

1.3 後援会活動への協力

すずかけの会を支える後援会活動は、法人事業への助成や保護者会から多大な協力を頂いているバザーの開催、各種資金作り等多岐にわたっている。

近年会員数の減少もあり、今後の後援会活動の充実に努めていくため抜本的

な対策を講じる必要があり、法人として担当理事を配置し、後援会の組織・活動を見直し、積極的に協力体制をとっていく。

なお、後援会から法人への寄附は、法人事業の安定的な経営のために大切に使用させていただいています。改めて地域の皆様及び関係者の皆様に感謝を申し上げます。

1 4 令和2年度評議員会・理事会開催予定日

(1) 評議員会

第1回 定時評議員会	6月28日(日)
第2回 定時評議員会	3月21日(日)

(2) 理事会

第1回	6月13日(土)
第2回	月 日()
第3回	3月6日(土)